



定額減税の仕組みと 給与計算のポイント

令和6年度税制改正により、納税者と配偶者を含む扶養親族一人につき4万円(所得税3万円、住民税1万円)の定額減税が実施されます。

定額減税の対象者と控除額の概要

図1のとおり、所得税と住民税でそれぞれ異なります。所得税及び住民税ともに、配偶者及び扶養親族の人数には**国外居住者は対象外**となっています。

図1 所得税・住民税における定額減税の概要

	所得税	住民税
いつ	令和6年6月1日以後	令和6年6月1日以後
対象者	令和6年分所得税の納税者である居住者*1で、合計所得金額が1,805万円以下(給与所得の場合は給与収入2,000万円以下)の者*2	令和6年度分住民税の所得割の納税義務者*2で、令和5年の合計所得金額が1,805万円以下(給与所得の場合は給与収入2,000万円以下)の者
控除額	本人 : 3万円 同一生計配偶者*3 : 3万円 扶養親族*3 : 1人につき3万円 例) 本人・配偶者・子2人の場合 12万円(3万円×4人)	本人 : 1万円 控除対象配偶者*4 : 1万円 扶養親族*4 : 1人につき1万円 例) 本人・配偶者・子2人の場合 4万円(1万円×4人)
控除方法(詳細は次頁参照)	① 給与所得者: 令和6年6月1日以後最初の給与等(賞与を含む)の源泉徴収税額から順次控除。 ② 事業所得者等: 令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除。控除しきれない場合は、第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は、確定申告または予定納税額の減額申請により控除。	① 給与所得者(特別徴収): 令和6年6月分は特別徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し、令和6年7月から令和7年5月までの11か月間で毎月特別徴収。 ② 事業所得者等(普通徴収): 令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除。

中期経営計画策定

毎期、中期経営計画を作成されている**朝倉染布様**様。伝統ある桐生市の繊維業界を引っ張っている存在です。

原材料価格の高騰や不透明感を増す世界情勢。先行きを予測できないからこそ、計画を立てることで不測の事態を回避できます。



従業員への手厚い待遇で知られる朝倉染布様だからこそ、人件費に起因する“**適性価格**”を明確にし、取引先への価格交渉を進める時期にきています。

図2 所得税定額減税の概要

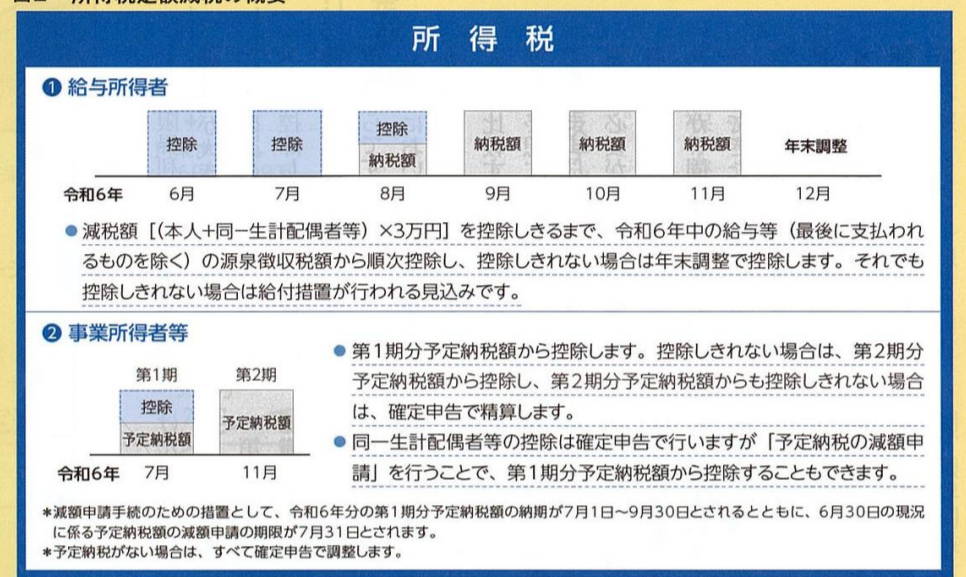
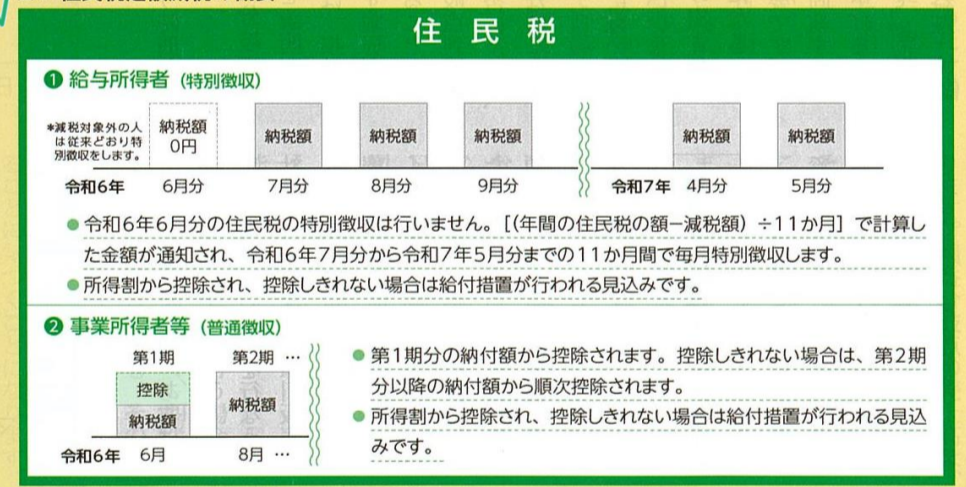


図3 住民税定額減税の概要



～戦略経営者2024年4月号より～

※詳しくは、担当までお尋ねください。

桐生相続相談室

5/9(木)・18(土)・28(火) 相続について、お気軽にご相談ください。
9時～18時の間で60分

無 料 相 談 会

☎0120-714-960

～顧問先のご紹介～

なかまクリニック 様

～ 開院1周年キャンペーン！脳ドック半額、予約開始しました ～

開院1周年キャンペーン

脳ドック 半額

- ・シンプルコース 約40分 2万円
頭部MRI、頭部MRA、神経学的検査
- ・スタンダードコース 約2時間 4万円
頭部MRI、頭部MRA、頭部MRA、神経学的検査
認知機能検査、採血、心電図、胸部レントゲン
- ・もの忘れコース 約1時間 3万円
頭部MRI、頭部MRA、頭部MRI-VSRAD解析
神経学的検査、認知機能検査、うつ評価尺度

6月はすでに満杯 7月まで延長します
1日3組限定(午後のみ)
詳細はホームページまたは
お電話でお問合せ下さい

なかまクリニック

太田市新田小金井町308-1

TEL 0276-57-8623